

2010年3月31日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫 様
文部科学大臣 川端達夫 様
内閣官房長官 平野博文 様

子どもの権利・教育・文化 全国センター

代表委員

木村康子（日本母親大会連絡会代表委員）
黒岩哲彦（弁護士）
大黒作治（全国労働組合総連合議長）
高田公子（新日本婦人の会会長）
永井 博（新日本スポーツ連盟会長）
浜林正夫（日本科学者会議名誉代表幹事）
堀尾輝久（民主教育研究所代表運営委員）
正木健夫（日本子どもを守る会会長）
松岡恒雄（全国生活と健康を守る会連合会会長）
丸木政臣（和光学園顧問）
三上 満（教育家）
三宅良子（子どもの権利のための国連 NGO/DCI 日本支部副代表）
山口 隆（全日本教職員組合中央執行委員長）

「高校無償化」措置から朝鮮学校を除外することに反対する緊急要請書

日頃からの子どもたちの健やかな成長と発達を保障する教育の充実などへのご尽力に、敬意を表します。

現在、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」案（以下、「高校無償化」法案）が国会で審議されており、年度内の成立、4月からの実質無償化の実施の方向が固まりつつあります。私たちは、すべての子どもたちの教育を受ける権利を保障し、希望するすべての生徒に高校教育への機会均等を実現する立場から、この法案の成立に期待し、審議の動向を注視しています。この法案は、授業料以外の学校納付金や幅広い教育費の問題、また、私立学校の授業料に対する支援のあり方など多くの課題を残していることは事実です。しかし、これまで教育を受けることそのものが自己責任とされ、受益者負担主義にもとづく膨大な私費負担を余儀なくされてきた日本の高校生などにとって権利保障の重要な一歩であり、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」第13条2項（b）（c）条項に対する留保を撤回し、教育費無償化に向けた歩みを確実に始める意味でも大きな契機となるものです。

しかし、この法案審議の過程において、「朝鮮学校高級部（以下、朝鮮高級学校）をその適用対象から除外せよ」との声が出され、マスコミ報道では、鳩山内閣がその方向での方針を固めたと伝えられています。私たちは、子どもたちの権利、文化、教育にかかわる立場から、この

動向に憂慮を表明し、日本に住むすべての高校生、高校に準じた施設で学ぶ子どもたちの権利が保障される制度として確立されることを要望します。

私たちが、朝鮮高級学校を「高校無償化」の措置から除外することに反対する理由は次のようなものです。

(1) 今回の高校の実質無償化の措置は、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」第13条や日本国憲法第26条が規定する教育を受ける権利を制度的に保障するものでなければなりません。この権利保障の制度を、深刻な国際問題ではあっても「拉致問題」などと連動させて議論すべきではありません。

(2) 権利保障の制度であるからこそ、国際条約などによって厳に禁じられているのが、国籍等による差別的取り扱いの禁止です。「子どもの権利条約」(1994年日本批准)において「民族上、宗教上もしくは言語上の少数者、または先住民が存在する国においては、当該少数者または先住民に属する子どもは、自己の集団の他の構成員とともに、自己の文化を享受し、自己の宗教を信仰しかつ実践し、または自己の言語を使用する権利を否定されない」(第30条)と定めていることを思い起こす必要があります。この点については、3月16日に公表された国連人種差別撤廃委員会報告書が、「高校の授業料を実質的に無償化する新制度の対象から、朝鮮学校を除外するよう求める意見が出ていることに対し、『子どもの教育に差別的な影響を与える行為』として、「懸念を表明」していることにも留意しなければなりません。私たちは、教育の理念は、「子どもの権利条約」や「人種差別撤廃条約」に示された普遍的な人権に基礎づけられなければならないと考えます。

(3) 衆議院の議論などを通じて、文部科学大臣が繰り返し答弁している「高校教育に類する教育」からしても、多くの大学が朝鮮高級学校の卒業生を日本の高校教育を修了したものととして入学試験の受験資格を与えています。これは、教育内容に関する特徴とともに、学習指導要領に準じた教育が実施されていると判断していることの証明です。長年にわたる日本の学校、大学の判断を大きくゆがめるようなことが、「高校教育の実質無償化」の入り口で行われてはなりません。

(4) 今日、朝鮮高級学校に在籍する生徒の国籍は、朝鮮民主主義人民共和国、大韓民国、日本など多岐にわたるといわれています。これらの国籍を持つ人たちが、なぜ、日本に居住し、朝鮮高級学校での教育を受けているのか。その歴史を忘却して、今回のような議論をすることそのものの問題も指摘しなければなりません。

以上のように、どのような論点をとっても朝鮮高級学校を授業料無償の措置から除外することに妥当性はありません。日本に居住するすべての若者、青年に、希望する場合にはその権利を保障するために授業料を無償化し、今後の努力によって学校納付金や幅広い教育の無償化への道を歩んでいく、その第一歩の段階での賢明な判断を重ねて要望します。

以 上